

平成 27年10月5日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 保坂令子 印

北鎌倉隧道安全性検証等業務報告書 に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定により次のとおり質問する。

- 1 件名 「北鎌倉隧道安全性検証等業務（中間報告書）27年8月18日」
及び 「北鎌倉隧道安全性検証等業務 報告書 27年8月31日」 について
- 2 質問の要旨
 1. 8月31日付報告書付属の「北鎌倉隧道安全性検証等業務履行報告書」中に、資料1-2として 「委員事前説明結果と今後の対応」が収録されているが、検証委員への事前説明は、いつ、どこで、誰が行なったのか。
 2. 同文書②の、隧道の安全性検証—検証条件—追加調査の項目に、「追加調査として何か考えているのか」という委員からの確認事項が示されているが、事務局からのコメントは「追加調査考えていないので、過年度調査の内容等で検証する」というものであった。

しかし、資料2-3の検証委員会議事委員会結果要約資料を見ると、第1回検証委員会での委員意見として、「トンネル上部のひび割れや樹根の調査を実施した方が良いが…」「トンネル内オーバーハング箇所ひび割れと、外側の樹木の根、剥離の関係性を確認した方がよい」「層理に入り込んだ樹木の状況を確認する必要がある」「JR軌道側の側壁厚が薄い箇所の亀裂、地山状態を検証したい」等が上がっている。

これらの意見は、6月25日の現地調査時のチェックポイントだったのか、それとも委員から「本来なら追加調査をすべきところ」として指摘されたにもかかわらず、事前説明で示された「追加調査は考えていない」という方針に基づいて却下されたものなのか。
 3. 同文書（資料1-2）③の、方策（工法）の検証—対策工検討—住民要望の項目において、委員の「住民はどんな形で残したいと言っているのか」との確認に対し、事務局は「具体的な要望は聞いていない」と回答している。

住民は、市議会に対する陳情等で、具体的な要望を明らかにしている。仮に、事務

局を担うトンネル技術協会が把握していないとしても、臨席の市の担当者が把握している内容を示すべきではなかったのか。

4. 安全対策工事についての補正予算案を計上するに当たっては、当該事業の実現可能性が十分に担保されている必要があると考える。

北鎌倉隧道安全対策実施対象地の民間所有者（地権者 B）に対しては、安全対策工事実施への協力要請を行い、合意が取れているのか。

5. 「北鎌倉隧道安全性検証等業務（中間報告書）27年8月18日」については、

8月21日に建設常任委員会協議会において報告が行われたが、

「北鎌倉隧道安全性検証等業務 報告書 27年8月31日」については、議会の公の場で報告がなされていない。また市長と保全を求める住民グループとの面談も8月31日付報告書が示されて以降は行われていないと聞く。

中間報告書に基づいて市長が行った開削決定の判断が、8月31日付報告書とも整合性が取れたものであることを説明する責任が市長にはあると考えるが、いかがか。

3 答弁を求める者

松尾市長、都市整備部長

4 答弁の期限

有（平成27年 10月20日まで） ・ 無

（理由： 北鎌倉隧道安全対策にかかる補正予算案の審査を総務常任委員会において行う前に、一定の日数を設けて確認しておきたい内容であるため。 ）